

役員等報酬規程

社会福祉法人岡山幸風会

社会福祉法人岡山幸風会役員等報酬規程及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山幸風会の役員等報酬、旅費等に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事、監事をいう。

(出席報酬)

第3条 評議員、評議員選任・解任委員が、会議に出席したときには、費用弁償として別表1により交通費を支給する。

2 監事が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、費用弁償として別表1により交通費を支給する。

(出席報酬)

第4条 役員等が理事会、評議員会、監事監査、に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出席以外の報酬)

第5条 理事長（非常勤）及び非常勤の理事が、理事会以外の日において理事長（非常勤）からの依頼により、法人業務及び法人が運営する事業、人事労務、財務、運営等の経営管理に携わる時は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が、事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張命令)

第7条 理事長は、法人運営に必要な役員研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

2 前項の出張に対する報酬並びに旅費日当等は別表2のとおりとする。

(改廃の手続き)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

別表1（第3条、第4条、第5条及び第6条関係）

職名	報酬	主な招集会議名	交通費
理事長（非常勤）	1回につき 20,000円	理事会	—
理事（非常勤）	1回につき 10,000円	理事会	—
理事（非常勤） (出席以外の報酬)	年間限度額 50,000円	第5条	—
監事（非常勤） (監事監査指導)	1回につき10,000円	監事監査 理事会	—
評議員	定款第8条の定めにより 無報酬とする	評議員会	2,000円
評議員選任・解任委員	—	評議員選任・ 解任委員会	2,000円

別表2（第7条関係）

名称	報酬	宿泊料及び日当
報酬及び旅費	出張1回につき10,000円	竜之口保育園旅費規程を準用

別表1～2の報酬額は、手取り金額とする。

附則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

(平成29年3月25日理事会議決)

(平成29年6月15日評議員会議決)

この規程は、平成30年6月 5日理事会議決)

この規程は、平成30年6月23日評議員会議決)